

財団法人 井上育英会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は財団法人井上育英会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都千代田区平河町一丁目4番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は資性俊秀、人格高潔、志操堅固なる子弟にして資力乏しき為高等の教育を受くこと能わざる者を援助して其の志望を達せしめ進んで国家社会に貢献すべき機会を得せしむるを以て目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 前条の目的に合致する学生に対する奨学金の貸与
- 2 奨学金を貸与している学生に対する勉学、進路等の指導・助言
- 3 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産構成)

第5条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 侯爵井上勝之助の寄附したる金壱百萬円

- (2) 鮎川義介の寄附したる金貳拾萬円
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分)

第 7 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、本会の事業遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分することができる。

(資産の管理)

第 8 条 本会の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

- 2 本会が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得ることとする。

(経費の支弁)

第 9 条 本会の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更するときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 本会の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎事業年度終了後三ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部または全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する

短期借入金を除き、理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第7条但し書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第4章 理事、監事、評議員等

(役員の種類)

第15条 本会には、次の役員を置く。

理事 十五名以上二十名以内

監事 二名又は三名

(理事監事の選任)

第16条 理事及び監事は評議員会で選任する。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数が理事現在数の三分の一を超えてはならない。

3 理事と親族その他特別の関係ある者及び本会の職員は監事となることができない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(役員兼任の禁止)

第17条 理事、監事及び評議員は相互に兼ねることができない。

(理事長、副理事長、常務理事の選任)

第18条 理事中に理事長、副理事長各一名を置く。

2 理事長、副理事長は理事の互選により定める。

3 理事は互選により一名以上五名以内の常務理事を置くことができる。

(理事の職務)

第19条 理事長は本会を代表し、本会の業務を統轄する。

2 副理事長は理事長を補佐し、本会の業務を執行する。また、理事長に事故があ

るとき又は欠けたときは、理事長の職務を代理する。

- 3 常務理事は副理事長を補佐し、本会の業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職を代理し、又はその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、本会の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 2 0 条 監事は本会の財産及び業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整を発見したときはこれを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 2 1 条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 2 2 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の四分の三以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 2 3 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とし、又は役員が職務を遂行するにあたって社会通念上相当な範囲で報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選任)

第24条 本会には、評議員二十名以上二十五名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係がある者の合計数は、評議員現在数の三分の一を超えてはならない。
- 4 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第25条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について理事会に意見を述べることができる。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は毎年三回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から二十日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の職務・議決方法)

第27条 理事会は理事をもって構成し、本寄附行為に定めるものの他本会の業務に関する重要な事項を議決し執行する。

- 2 理事会の議長は理事長とする。
- 3 理事会は理事現在数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事はこの寄附行為に別段の定めある場合を除き、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、理事は当該議事に付き予め書面をもって意思を表示した者は、出席したものとみなす。

(評議員会の必要同意)

第28条 次に掲げる事項については、理事会は予め評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産に関する事項

- (4) 長期借入金に関する事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものに関する事項
 - (6) その他理事会において必要と認める事項
- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第29条 理事会及び評議員会については全ての会議において、議事録を作成し、議長及び当該会議において選出された出席者の代表二名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第30条 本会には第4条の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(選考委員)

第31条 奨学生選考委員会は六名以上十二名以内の委員をもって構成する。

2 委員は学識経験のあるもののうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第33条 本会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第34条 前条解散の場合における残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 委員会及び支部

(委員会及び支部)

第35条 本会の事業を推進するため必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び支部を設置することができる。

- 2 委員会の委員及び委員長並びに支部長は、学識経験者のうちから、理事会の決議を経て理事長が選任する。
- 3 委員会及び支部の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第37条 本会の事務所には次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 事業計画及び収支予算書
 - (9) 事業報告及び収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号より第4号までの書類、第6号の書類及び第8号から第9号までの書類は永年、第5号の帳簿及び書類は10年以上、第7号及び第10号の書類は

1年以上保存しなければならない。

- 3 第1項第1号、第3号、第8号、及び第9号の書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第38条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

第10章 会 員

(会員)

第39条 本会の主旨に賛同し、後援する個人又は団体についてはこれを本会の会員とすることができる。会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 付 則

(発効日)

第40条 本寄附行為変更は文部科学大臣の許可があった日に施行する。